

公告

次のとおり見積競争に付します。

令和7年6月25日

全国健康保険協会石川支部
支部長 赤澤 信秀

1 調達内容

(1) 調達件名

事業所カルテ、業態別カルテの印刷・製本および封入封緘・発送業務委託

(2) 仕様等

事業所カルテ、業態別カルテの印刷・製本、封入封緘を行い、郵便局へ差出を行う。
詳細は仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年9月30日

(4) 履行期限

令和7年8月8日

(5) 履行場所

仕様書のとおり

(6) 見積競争方法

見積競争は総価にて行う。

契約者の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うこととし、提出期限内に有効な見積書を提出した者のうち、最低見積金額を提示した者を契約の相手方とする。見積書の記載に際して、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

案件名、見積額(仕様書にて示した項目を分けて単価を記載すること)、事業所名称、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証について、少なくとも1つを取得し、個人情報保護に係る実施体制が整備されていること。
- (3) 令和7、8、9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) その他、仕様書等にある委託条件を満たしている者であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出先、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
920-8767 石川県金沢市南町4番55号 WAKITA 金沢ビル9階
全国健康保険協会石川支部
(見積書提出に関すること) 企画総務グループ 担当 糸賀 TEL 076-264-7201
(仕様に関すること) 保健グループ 担当 築山 TEL 076-264-7204
- (2) 見積書提出期限
令和7年7月7日(月) 午後2時00分まで
持参または郵送とする。(郵送の場合は必着とする)
- (3) 提出書類
 - ①本件見積書
 - ② 2 (2) に示す、個人情報の保護に関する認証を取得していることが確認できる書類
 - ③ 2 (3) に示す、令和7、8、9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)の写し

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
全額免除とする。
- (3) 見積競争の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書の提出は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 提出した見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。
見積競争参加者は仕様書及び契約書(案)を熟覧のうえ、これらの全ての内容に合意したうえで参加すること。この場合において、仕様書及び契約書(案)等について疑義があるときは、見積書提出前に委託者の説明を求めることが出来ること。
- (7) 競争参加資格停止業者の公表
契約の履行等に関して問題のあった事業者については、全国健康保険協会競争参加資格停止措置要領に基づき、競争参加資格停止措置をとる場合がある。競争参加資格停止措置を行った場合は、停止期間中、当該事業者の名称、所在地、停止期間及び停止理由を全国健康保険協会ホームページ上に公表することとなる。
- (8) 決定業者には令和7年7月8日(火)までに電話で連絡することとする。

【参考 全国健康保険協会会計細則 抜粋】

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。